

上越市ガス水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

上越市ガス水道事業管理規程第6号

上越市ガス水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

上越市ガス水道局事務決裁規程（昭和46年上越市ガス水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表中(14)の部を削り、(15)の部を(14)の部とする。

別表第2の5の表中(15)の部を(16)の部とし、(2)の部から(14)の部までを1部ずつ繰り下げ、(1)の部の次に次のように加える。

(2) 開発行為等に伴う事前協議に関すること。		○	関係課等
-------------------------	--	---	------

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。